



2023年5月22日

各 位

会 社 名 焼津水産化学工業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 山田 潤
(コード番号：2812 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 経営統括本部長 中島 正民
(TEL：054-202-6030)

株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、下記のとおり、株主（以下「提案株主」といいます。）より、2023年6月23日開催予定の第64期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）における株主提案権の行使に関する書面（以下「本株主提案書面」といい、本株主提案書面における株主提案の内容を「本株主提案」といいます。）を受領いたしました。2023年5月19日開催の取締役会において、当該株主提案に対する当社取締役会の意見を決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 提案株主

株式会社ナナホシマネジメント

2. 本株主提案の内容の概要

(1) 議 題：

- ① 剰余金の処分の件
- ② 別途積立金取崩しの件
- ③ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名選任の件
- ④ 剰余金の処分に係る定款一部変更の件
- ⑤ 気候変動リスク対応に関する定款一部変更の件
- ⑥ 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）廃止を求める件

(2) 議案の内容及び提案の理由

別紙「本株主提案の内容」に記載のとおりです。

なお、別紙「本株主提案の内容」は、提案株主から提出された本株主提案書面の内容を原文のまま掲載しております。

3. 本株主提案に対する当社取締役会の意見

(1) 剰余金の処分の件（本株主提案①）

① 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案①に反対いたします。

② 反対の理由

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置づけております。当社は、時代のニーズに対応するための研究開発、生産、市場開拓等への投資を進めながら、配当性向を勘案しつつ継続的に安定した配当を実施することを基本方針としており、第2四半期及び期末に剰余金の配当を行っております。内部留保資金の使途につきましては、自己資金の充実に配慮しつつも、競争力

の維持・向上を目的とした効果的な設備投資、研究開発資金等の資金需要に備えております。

当社は、2022年5月に発表した2025年3月期までの中期経営計画（以下「本中期経営計画」といいます。）に掲げるとおり、「価値創造の加速」を経営ビジョンとし、①安全・安心の向上、②国内事業（調味料、機能性）の強化、③海外展開の加速、④新たな事業分野の創出の4つの基本戦略を軸に推進しております。これらを実現するためには、相応の成長投資が必要になることから、当社は、事業投資と株主還元の両立を目指すことを資本政策の基本的な方針としております。

具体的には、本中期経営計画の期間中におけるキャッシュアロケーションとしては、総額60億円程度のうち、未上場企業への出資等の新規事業への投資や人的投資、各種設備投資として、成長投資に40億円を配分する一方、株主還元といたしましては、配当と自己株式取得の合計で20億円以上とすることを予定しております。当社は、かかる方針に基づき、2022年度には2億86百万円の配当を実施するとともに、4億80百万円の自己株式取得を実施しております。当社といたしましても、現預金を多く抱えていることは課題として認識しておりますが、成長投資として必要な資金を確保しつつ、株主還元につきましても、重視してまいりたいと考えております。

これに対し、本株主提案①は、配当財産の総額が、DOE10%に相当する額となることを企図したものであるとのことです。さらに、提案株主は、当社に対し、当社の株価の評価が改善するまで、自己株式取得を控え、株主還元として、継続的に、DOEを10%以上とすることを期待しているとのことです。

しかしながら、このような提案は、本中期経営計画に掲げる当社の将来の成長につなげるための成長投資等に向けた手元資金確保の必要性を考慮しない短期的な視点に基づくものであり、当社の企業価値・株主共同の利益の向上にはつながらないものであると考えております。

以上の理由により、当社取締役会としては、本株主提案①に反対いたします。

(2) 別途積立金取崩しの件（本株主提案②）

① 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案②に反対いたします。

② 反対の理由

当社は、今後の資本政策の機動性を確保するため、2023年5月19日開催の取締役会決議により、別途積立金につき、その全額である84億円を減少させ、繰越利益剰余金を同額増加させることを決議いたしました。したがって、本株主提案②の趣旨につきましても、かかる取締役会決議により充足されており、新たに取崩すべき別途積立金はないものと考えております。

以上の理由により、当社取締役会としては、本株主提案②に反対いたします。

(3) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名選任の件（本株主提案③）

① 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案③に反対いたします。

② 反対の理由

当社は、当社の中長期的な企業価値向上に向けて、当社の経営ビジョンである「価値創造の加速」を実現するために、2023年3月期から2025年3月期を対象とする本中期経営計画を策定し、遂行しております。当社は、本定時株主総会において、既存の取締役（監査等委員である取締役を含む。）7名を再任すること及び新任の候補者を1名選任することを求める議案を会社提案議案として提出する予定ではありますが、当社といたしましては、現在の当社の業務執行取締役は、かかる経営方針やそれを実現するための各施策を立案したメンバーで構成され、当社取締役会は、その遂行に向けて、適切に当社の経営を監督することができるものと考えておりますので、当社が提案する取締役に取締役会が構成されることが企業価値の向上・株主共同の利益の向上に資するものと考えております。したがって、本株主提案③における取締役候補者の経験、識見、実績等を踏まえても、同候補者を取締役に選任する必要はないと考えております。

なお、当社は、監査等委員でない取締役について、当社事業全体としての知識・経験と経営能力のバ

ランスを考慮し、的確かつ迅速な意思決定が実施できること、法令及び企業倫理の順守に徹する見識を有することを基準として、総合的に選任・指名しております。また、監査等委員である取締役については、内部統制・財務・会計に関する知見、当社事業に関する知識、企業経営に関する多様な視点のバランスを考慮し選任・指名しております。取締役の多様性に関する方針としては、上記に加え、社会の変化を素早く、的確に把握できる多彩なバックグラウンドを有する人材を候補者に選定することとしております。特に、社外取締役に関しては、他社での経営経験を有し、財務、人事・人材教育及びコンプライアンスの分野で見識の高い人材を選任し多様性を高めております。また、独立社外取締役のうち2名は、企業経営の経験を有しているなど、当社の中長期的な企業価値向上に向けて、上記の当社の経営戦略の立案、遂行を適切に監督するために最適な構成を確保しております。

また、当社は、本株主提案③における取締役候補者（提案株主の代表取締役）との間で、今後も必要に応じて対話を行い、かかる対話の内容は適切に経営に反映してまいりたいと考えておりますので、このような観点からも、同氏を監査等委員でない取締役として選任する必要性は認めがたいと考えております。

上記につきましても、当社の指名・報酬委員会において慎重に審議・検討し、その決定を踏まえ、当社取締役会において判断したものであります。

以上の理由により、当社取締役会としては、本株主提案③に反対いたします。

(4) 剰余金の処分に係る定款一部変更の件（本株主提案④）

① 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案④に反対いたします。

② 反対の理由

当社の株主還元に関する方針や本中期経営計画の期間におけるキャッシュアロケーションに関する当社の基本的な方針は、本株主提案①における当社取締役会の意見として記載したとおりであります。

当社取締役会といたしましては、各事業年度にかかる具体的な配当額等も含めて、株主還元に関する方針については、当社を取り巻く経営環境等を踏まえて当社取締役会において定める当社の経営方針及びこれに基づく中長期的な経営戦略に基づき、当社取締役会において決定することが合理的であると考えております。したがって、これらの事項は経営判断事項として、取締役会において機動的かつ柔軟に判断することを可能にすることが、当社の中長期的な企業価値の向上にとって必要であり、株主の皆様の利益に資するものと考えております。

そのため、当社においては、会社法第 459 条第 1 項に基づき、定款第 33 条の規定により、剰余金の配当等の決定機関について、取締役会の決議によって定めることができるものとしております。

なお、定款第 33 条は、剰余金の配当等について、株主総会の決議に加えて、取締役会の決議によっても定めることができるものとする規定であり、会社法第 460 条第 1 項の規定に基づき剰余金の配当等につき株主総会の決議によっては定めない旨を規定するものではありませんので、株主の皆様の権利にも配慮したものとして、相当であると考えております。

以上の理由により、当社取締役会としては、本株主提案④に反対いたします。

(5) 気候変動リスク対応に関する定款一部変更の件（本株主提案⑤）

① 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案⑤に反対いたします。

② 反対の理由

当社の経営ビジョンである「価値創造の加速」を実現するため、温暖化をはじめとする地球環境の変化は、強く意識しなければならない現象であると認識しております。当社グループの製品に使用する天然由来の主要原料は、地球温暖化の影響などによる気候の著しい変化及び需給のバランスの変化によって、その購入価格や調達数量の安定性に変動が生じる可能性があることから、当社としても、地球温暖化による気候変動リスクは、主要な天然由来原料の調達不調を招きかねず、当社の経営に重

要な影響を与える可能性がある主要なリスクであると認識しております。

そのため、当社は、法令を順守するとともに、環境マネジメントシステムを構築し、省エネルギー、省資源、リサイクルといった自主的な目標を設定して環境問題に取り組み、持続的な改善に努めております。また、社員一人ひとりの環境教育に努め、環境を大切にする企業風土の構築を推進しております。当社は、本中期経営計画において、2023年度に、マテリアリティの特定とサステナビリティ基本方針を策定することとしており、現在、検討を進めております。提案株主が本株主提案⑤に係る提案の理由の中で述べる情報開示に関しましても、現在、当社ウェブサイトにおいて継続的に開示しております「環境報告書」に加え、本中期経営計画では、2024年度にはESGに関する情報開示をさらに拡充することを計画しており、開示の充実化に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

提案株主は、本株主提案⑤において、国連の「Race To Zero Campaign」に参加し、ネットゼロへの移行計画を定め、ネットゼロへの移行を実行することを定款に規定することを求めております。上記のとおり、当社としても、気候変動対策は重要であると認識しておりますが、具体的にどのような方針で進めていくかについては、当社を取り巻く環境や事業戦略に関わる業務執行事項であると考えております。このように、定款において、気候変動対策等の特定の経営課題に関する個別具体的な方針に関する事項を定めることは、当社経営陣による柔軟かつ機動的な判断を制約するものであり、当社の中長期的な企業価値の向上に適うものではないと考えております。

以上の理由により、当社取締役会としては、本株主提案⑤に反対いたします。

(6) 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）廃止を求める件（本株主提案⑥）

① 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案⑥に反対いたします。

② 反対の理由

当社は、当社の支配権の移転を伴うような大規模買付行為について、それに応じるか否かは、最終的には株主の皆様判断を委ねるべきものであると考えております。したがって、大規模買付行為があった場合にも、それが当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上に資するものであれば、何らその行為を否定するものではありません。

しかしながら、当社株式の大規模買付行為の中には、当社が長年に亘り培った企業価値の源泉を理解することなく、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益を毀損するおそれがあるものも想定されます。当社といたしましては、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点に照らし、このような大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えています。そこで、当社は、特定の者又はグループが当社の議決権の20%以上の議決権を有する株式（以下「支配株式」といいます。）を取得することで（以下、支配株式の取得を目指す特定の者又はグループを「買収者等」といいます。）、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、買収者等は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令等及び当社定款によって許容される限度において当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相応な措置を講じることを基本方針とし、2021年6月24日開催の第62期定時株主総会において当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「本プラン」といいます。）の一部変更及び継続をご承認いただいております。

当社といたしましては、株主の皆様適切な判断を行っていただくためには、その前提として、当社固有の事業特性や当社グループの歴史を十分に踏まえていただいた上で、当社の企業価値とその価値を生み出している源泉につき適切に把握をしていただくことが必要であり、また、当社固有の事業特性を十分に理解している当社取締役会から提供される情報及び買収者等による支配株式の取得行為に対する当社取締役会の評価・意見や、場合によってはそれを受けた当社取締役会による新たな提案を踏まえていただくことが必要であると考えております。

したがって、当社といたしましては、本プランを通じて、株主の皆様に対して、必要かつ十分な情報に基づき、大規模買付行為の是非について検討していただくための十分な時間を確保することが非常に重要であると考えております。

特に、昨今は、買収者等から情報が十分に開示されないまま、市場内で大量買付けが行われ、強圧性が問題となる事例も生じており、このような強圧的な買収を抑止し、株主の皆様に必要な情報と時間を提供する枠組みを確保しておく必要性も高いものと認識しております。

以上の理由により、当社取締役会としては、本株主提案⑥に反対いたします。

当社取締役会といたしましては、中長期的な観点から、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益を最大化すべく、全力を尽くしてまいります。株主の皆様には、当社の企業価値向上の取り組みに対するご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

(別紙) 本株主提案の内容

※提案株主から提出された本株主提案書面の内容を原文のまま掲載しております。

I. 提案する議題

1. 剰余金の処分の件
2. 別途積立金取崩しの件
3. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名選任の件
4. 剰余金の処分に係る定款一部変更の件
5. 気候変動リスク対応に関する定款一部変更の件
6. 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）廃止を求める件

II. 提案の内容及び提案の理由

1. 剰余金の処分の件

[提案の内容]

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

普通株式1株当たりの配当金額（以下「1株配当」という。）として、154円から、第64期定時株主総会において可決された当社取締役会が提案した剰余金処分に係る議案（以下「会社側利益処分案」という。）に基づく1株配当又は当社定款33条に基づいて第64期定時株主総会の開催日までに2023年3月期末の剰余金の処分（処分の予定を含む。）として当社取締役会が決定した1株配当を控除した金額を配当する。

2023年3月期1株当たり純資産の10分の1について1円単位未満を切り捨てた金額から10円を控除した金額が154円と異なる場合は、冒頭の154円を、2023年3月期1株当たり純資産の10分の1について1円単位未満を切り捨てた金額から10円を控除した金額に読み替える。

なお、配当総額は、当社の第64期定時株主総会の議決権の基準日現在の配当の対象となる株式数を乗じた額となる。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

当社の第64期定時株主総会の開催日の翌日

なお、本議案は、第64期定時株主総会に会社側利益処分案が提案された場合、同提案とは独立かつ同提案と両立するものとして、追加で提案するものである。

[提案の理由]

本議案は、1株当たり純資産の10分の1、すなわち株主資本配当率 Dividend on Equity(以下「DOE」といいます。)10%に相当する配当を企図した議案です。DOEとは、1株当たり年間配当金額を1株当たり純資産で除して算定される株主還元指標です。また、提案の内容に記載されている10円を控

除する理由は、当社の 2023 年 3 月期の中間配当金額と同額を控除することです。

以下の通り、当社は当期純利益を現金として貯め込む資本政策を採用し、歪な資本構成となっています。また、当社の実績 ROE は株主資本コストよりも著しく低く、ROE の目標値も低水準です。なお、提案株主は当社の株主資本コストを 10%程度と算定しています。

このような状況が続けば、今後も当社の株価の評価は異常に低い水準のまま放置される可能性が高いため、当社が DOE を 10%とすることが、当社の株価の評価の改善につながると考えられます。なお、提案株主の計算によれば、仮に DOE10%を 10 年続けても当社の自己資本比率は 50%以上となり、依然として高水準です。

・現金を貯め込む資本政策

2022 年 12 月末現在 80 億円にも上る現金を貯め込んでいます（一方、有利子負債は僅か 1 億円程度です。なお、時価総額は 2023 年 4 月 10 日現在 95 億円です。）。また、当社の自己資本比率は 2022 年 12 月末現在 89%と異常に高い水準です。

・実績及び中期経営計画目標 ROE

当社の実績 ROE は 2018 年 3 月期から 2022 年 3 月期までの 5 年間で、それぞれ 3.1%、2.6%、1.6%、1.3%及び 3.9%でした。そして、当社の中期経営計画の最終年度の目標値も 5%と著しく低い水準です。

なお、当社は 2023 年 3 月期に自社株買いを実行していますが、出来高の少ない当社株式にとって、自社株買いは需給に与える影響が極めて大きく、自社株買い枠消化後に株価は急落しました。このことから、提案株主は、自社株買いの効果は株価のボラティリティが高まるのみであったと分析しています。そのため、当社には、当社の株価の評価が改善するまで、自社株買いを控え、株主還元として DOE10%以上を継続していただくことに期待します。

当社の株主資本コストの算定根拠や上述以外（投下資本利益率の観点からみた事業ポートフォリオの整理の必要性や気候変動リスク対応の重要性など）の当社の状況については、キャンペーンサイト「焼津水産化学工業（2812）の株主価値向上に向けて」<https://www.optimizeyaizu.com/>をご参照ください。

2. 別途積立金取崩しの件

[提案の内容]

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

項目：別途積立金

金額：84 億円

なお、当社が提案する別途積立金取崩しに係る議案が第 64 期定時株主総会において可決された場合は、84 億円からその額を控除した金額に読み替える。

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

項目：繰越利益剰余金

金額：別途積立金の減少額と同額

なお、本議案は、第 64 期定時株主総会に当社の別途積立金取崩しに係る剰余金処分議案が提案された場合、同提案とは独立かつ同提案と両立するものとして、追加で提案するものである。

[提案の理由]

当社の単体貸借対照表に計上されている 84 億円にも上る別途積立金は用途が明らかでなく、取り崩すためには株主総会の決議が必要となります。そのため、あらかじめ別途積立金を繰越利益剰余金に振り替えることで、柔軟な経営方針の採用に期待できます。

3. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）1 名選任の件

[提案の内容]

取締役 1 名（候補者：松橋理）を選任する。

[氏名（生年月日）]

松橋理 まつはしさとる（1986 年 7 月 27 日生）

[略歴]

2009 年 4 月 日本生命保険相互会社 入社

2014 年 4 月 NIPPON LIFE SCHRODERS ASSET MANAGEMENT EUROPE LIMITED 出向

2018 年 4 月 株式会社ストラテジックキャピタル 入社

2022 年 9 月 株式会社ナナホシマネジメント 代表取締役（現任）

[重要な兼職の状況]

Nanahoshi Management UK Ltd. Director

[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割]

松橋理氏（以下「候補者」といいます。）は、提案株主の代表取締役であり、日本・欧州株式アナリスト及びファンドマネージャーとしての経験に加え、アクティビストとして経営陣との対話をはじめとした株主価値向上キャンペーンや公開買付けなどの業務にも従事し、これらの業務を通じて培った豊富な経験と幅広い見識を有しています。また、候補者は、ロンドンにて起業し、複数の海外 ESG 資格試験に合格するなど、国際感覚、起業家精神に富み、また、環境及び社会問題に強い関心を持つ人物でもあります。

候補者は、当社の更なる成長、株式市場における当社の評価改善のための果敢な意思決定を推進するほか、グローバルな視点からの当社の ESG の強化に十分な役割を果たすものと確信し、非常勤の取締役候補者としました。

なお、候補者は、東京証券取引所に独立役員として届け出される予定です。

(注)

候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者は、社外取締役候補者であります。

当社は、原案どおり候補者が選任された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員（社外取締役）として同取引所に届け出る予定であります。

候補者が代表取締役を務める株式会社ナナホシマネジメントは、2023年3月31日現在で当社株式を57,800株保有しています。

[提案の理由]

本議案の株主提案を行った経緯について、2023年1月11日、提案株主は、候補者を会社提案の取締役候補者としていただけるよう推薦しました。そして、同年2月16日、当社は候補者を指名・報酬委員会で審議すると提案株主に通知しました。しかし、同年4月10日になっても審議のための面談や候補者に係る書類の提出要請はありませんでした。

提案株主は、当社には候補者を上程する意向がないと判断し、候補者の選任議案を株主提案の議案とする考えに至りました。候補者が取締役に就任した場合は、冒頭の役割に加え、指名・報酬委員会の委員として形骸化している同委員会の実効性を高める役割にも期待できます。

4. 剰余金の処分に係る定款一部変更の件

[提案の内容]

現行定款の「第33条（剰余金の配当等の決定機関）当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。」を削除し、現行定款第34条以下の番号を1つずつ繰り上げる。

[提案の理由]

現行の定款であっても株主総会で期末配当を決議することは可能ですが、当社は第56期定時株主総会において現行定款の第33条を新設し、第57期から起算して第63期定時株主総会までの7年間、剰余金処分議案を上程せず、取締役会のみが剰余金の処分を決定していました（第56期末（以下「2015年3月期末」といいます）及び第63期末（以下「2022年3月期末」といいます。）現在の自己資本比率は、それぞれ76.9%及び88%です。）。

上述の期間において、当社の現経営陣が、ただでさえ高かった自己資本比率をさらに高めてしまったことを踏まえると、当社の資本政策に株主の意思が関与することは、株主価値の向上につながると思います。

なお、2015年3月期末から2022年3月期末まで及び2023年3月期末までの当社の株主総利回りは、配当込みTOPIX対比でそれぞれ40%ポイント強及び50%ポイント強の大幅なアンダーパフォーム（劣後）となっています。

5. 気候変動リスク対応に関する定款一部変更の件

[提案の内容]

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

なお、条数については、議案「剰余金の処分に係る定款変更の件」が可決されなかった場合は、第36条ではなく第37条とする。

第8章 気候変動リスクに関する対応

(ネットゼロへの移行)

第36条

当社は、国連 Race To Zero Campaign に参加し、ネットゼロへの移行計画を定め、ネットゼロへの移行を実行する。

[提案の理由]

2023年3月20日、国連気候変動に関する政府間パネル(Intergovernmental Panel on Climate Change)は、第6次統合報告書(Sixth Assessment Report - Synthesis Report)を公表しました。同報告書では、従前よりも積極的な温室効果ガスの削減の緊急性などが強調されました。

大気中に排出される温室効果ガスと大気中から除去される温室効果ガスが同量でバランスが取れている状況(以下「ネットゼロ」といいます。)への早期の移行は、地球規模の喫緊の課題といえます。なお、現状、日本を含めた世界135か国(温室効果ガスの88%及びGDPの92%に相当)がネットゼロを目標としていると言われます。

一方、当社の第63期有価証券報告書に、事業リスクとして「製品に使用する天然由来の主要原料は、地球温暖化の影響などによる気候の著しい変化(略)によって、その購入価格や調達数量の安定性に変動が生じる可能性があ(る)」と記載されている通り、当社は海水温度上昇をはじめとした気候変動の影響を受けます。しかし、当社の気候変動リスクに対する取り組みは、毎年公表される環境報告書において、短期的な目標(CO2排出量原単位を前年比1%削減すること等)の開示にとどまります。

上述の通り、当社は、温室効果ガスによる影響を受けることを自認しているにもかかわらず、世界的に取り組みが求められる、いつどのような手段でネットゼロに移行するかに関する計画(以下「ネットゼロ移行計画」といいます。)を明らかにしていません。また、当社は、スタンダード市場への上場を選択したことから、コーポレートガバナンス・コード補充原則3-1③がプライム市場上場企業に求めるTCFD提言に基づく開示が義務ではないため、今後も当社がネットゼロ移行計画を含めた気候変動リスク対応に関する開示をしない懸念があります。

そして、提案株主は、このような当社の気候変動リスクへの消極的な対応が、当社の株主資本コストが増加する一因だと分析しています(なお、株主資本コストが増加すると株価の評価は低下します。)

そのため、定期的な情報開示を要する国連 Race To Zero Campaign に当社が参加し、グローバルスタンダードを踏まえたネットゼロ移行計画を策定・実行することは、気候変動リスク対応の観点から株主資本コストの低減を図るための第一歩として有効だと言えます。そして、当社には計画を策

定・実行するだけでなく、移行リスク及び物理リスクについての分析結果等を積極的に自主開示していただくことに期待します。

なお、国連 Race To Zero Campaign には、例えば、気候変動イニシアティブ(Japan Climate Initiative)のメンバーからなる Race to Zero Circle への参加誓約を行うこと等を通じて参加することができません。

6. 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）廃止を求める件

〔提案の内容〕

2021年6月24日開催の当社第62期定時株主総会において一部変更及び維持が承認された「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」を廃止する。

〔提案の理由〕

株価の評価が低い会社の買収防衛策は、株式市場における自身の経営に対する低い評価から目を背ける経営陣の地位を保全するために導入されていると解されます。そうでなければ、そもそも、一般的なファイナンス理論において学ばれる「企業価値」とは異なる概念の「企業価値」に依拠した買収防衛策を導入する必要はなく、経営陣は株式市場での高い評価を買収防衛策の代替策と位置付け、「株主価値」の向上のための経営に真剣に取り組むはずで

そして、当社の株価の評価が示す通り、株式市場からの当社の経営に対する評価は低いと言わざるを得ません。当社の経営陣は、株主価値向上という取締役の責務を放棄せず、自社の株主価値を高め、高い株価の評価を現行の買収防衛策の代わりとする方針で経営に臨むべきです。そのために、まず、当社が導入している買収防衛策の廃止をしていただくことを求めます。

以上